

意見陳述書

2020年12月9日

富山地方裁判所 御中

原告 滝口 保

1. 「命のネットワーク」の取り組みに参加して

私は、北陸電力の志賀原子力発電所から南に約15kmの、石川県羽咋市に住んでいます。私は、羽咋市や志賀町をはじめとした住民が自主防災のための学習会や調査活動などに取り組むために、2001年に多名賀哲也原告らが結成した「命のネットワーク」に参加しました。私たちが購入した放射線測定器を使って、継続的に日常生活の場での放射線量測定と、志賀原子力発電所の南に近接する小屋からハガキをつけた風船を飛ばす調査などを行っています。

2011年3月11日の東日本大震災の発生にともない、福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が放出されました。まさに私たちの危惧していたことが、現実になってしまいました。この時、国や福島県が放射能汚染範囲を予測して住民避難に役立てるためのSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）のデータも隠され、多数の人々が被曝の危険にさらされました。

そこで、志賀原子力発電所からの風の流れを知ることで、私たち住民の自主避難など防災を考えていくために、毎月11日前後に風船を飛ばすことにしました。

2. 風船飛ばし調査から見たこと

2014年3月から2020年9月までで、47回にわたり1806個のハガキ付き風船を飛ばしました。そのうち、見つけて私たちに報告をいただいたのは16件でした。数も少なくまる1年間報告がないこともあります。私たちにとっては、実際にそこまで飛んだことを示す貴重な資料になっています。そのなかには大切にしていきたい御意見もあります。

また、輪島から飛ばされている気象台の気象観測用の風船では、東方向への飛来がほとんどでした。これは、偏西風（5km付近）の影響だと考えられます。しかし、私たちの風船は500mから1000m付近まで上昇し、膨張・破壊するようです。したがって、季節風の影響を多く受けます。

[1] 風船が到達した地点

風船の到着した地点は、考えていたところよりはかなり遠方まで飛んでいました。新潟県は小千谷市・魚沼市・南魚沼市・糸魚川市・上越市で、長野県は長野市・軽井沢町、岐阜県は下呂市、そして富山県では砺波市・富山市・滑川市です。最も遠方の小千谷市・魚沼市は志賀原子力発電所から東に190kmも離れています。また岐阜県下呂市は南に約150kmです。志賀原子力発電

所は能登半島の付け根部分にあります。しかし、その場所は日本列島の真ん中にあたります。報告のない金沢方面も含めて、中部地方や信越地方をはじめとした東日本の広範囲に放射能汚染の可能性があることがわかります。

〔２〕風船が到達した日

また、風船の見つけた日は、山の中でたまたま発見したとの１件を除き、ほとんどが飛ばした翌日でした。強い風の日はやはり遠くまで飛びますが、どの地点にも飛ばした日には到着していると考えられます。したがって、ほとんどの地域では時間的な差はありますが、当日にその被害は及ぶと推測されます。

〔３〕志賀原子力発電所の位置

くり返しますが、志賀原子力発電所は能登半島の付け根部分にあります。放射能流出事故が起きたときには、東風が吹いていない限り、放射能の雲が能登半島を横断します。志賀原子力発電所以北の志賀町・七尾市・輪島市・珠洲市・穴水町・能登町の住民は、南の方向へ避難できず能登半島に閉じ込められます。さらに気流が変わると、逃げ場を失ってしまいます。風船の調査から、その危険性がうかがえます。

３．早急に原子力発電からの脱却が必要

原子力発電所の事故は、けっして遠くで起きる他人事ではなく、日本中どこにいても被害を受けることだということです。私たちの安全安心の生活を守るためには、早急な原子力発電からの脱却が必要だと思えます。

本年６月の第９６回北陸電力株主総会で、私は志賀原子力発電所の廃炉の工程を示すよう質問しました。それに対して被告石黒副社長は「志賀原子力発電所の廃炉は考えていない」（北陸電力作成の『第９６回定時株主総会議事録』より）と答弁しました。廃炉についてはどのような工程でおこなわれ、その期間や費用、放射性廃棄物の処理方法などを検討したうえで、株主にそれらの情報を提供する。そうした手続きの後、原子力発電再稼働について株主に賛否を問うべきだと考えます。説明も情報の提供もなく、採決で「大部分の株主から承認されたから再稼働を推進する」という被告らの主張は、まさに株主軽視ではないでしょうか。

富山地方裁判所におかれましては、このような被告や北陸電力の経営姿勢の誤りを正し、多数の住民の生命や生活と自然環境に取り返しのつかない被害をもたらす志賀原子力発電所について、一日も早く運転差止め判決を出されることを、心よりお願いいたします。

以上